



相談・サポート

港区子ども家庭総合支援センター

港区は、令和3年4月に子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設である港区子ども家庭総合支援センターを南青山五丁目に開設しました。

港区子ども家庭総合支援センターは、児童虐待、非行、DVなどの子どもと家庭の問題に、発生予防から相談、一時保護、措置、自立支援まで、各施設が必要に応じ連携して対応し、切れ目なく支援していきます。また、区内の幅広い子ども家庭支援ネットワークの核として、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、切れ目なくきめ細かな支援を行います。

■ 子ども家庭支援センター

子育て中の人が集う子育て支援の拠点であり、子育てひろばの運営や子育て支援のネットワークづくりなどを行います。

また、子どもの養育に関すること、ひとり親家庭の支援、夫婦間のDVや離婚問題など、子どもと家庭が直面している様々な課題に対し、ワンストップで総合的に支援します。

■ 児童相談所

児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等が協力し、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。安全確認、調査、相談、援助を行い、必要に応じて、一時保護、里親委託、施設入所措置等を適切に行います。

■ 母子生活支援施設

様々な事情で養育が困難となった母子家庭を入所させ、保護するとともに、自立を促進するための生活支援や養育支援などを実施します。

また、退所者への相談にも応じ、母子の着実な自立を支援します。

港区子ども家庭総合支援センター

📍 港区南青山5-7-11

☎ 5962-6500

● アクセス ●

【地下鉄】

東京メトロ銀座線、千代田線、半蔵門線

表参道駅 B3出口：徒歩3分

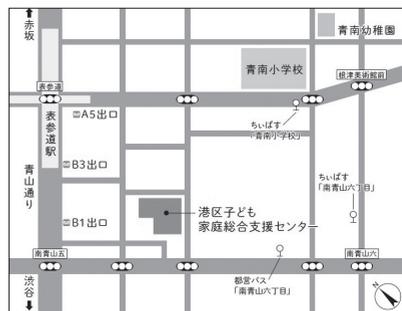
【バス】

都営バス 渋88 「南青山六丁目」下車4分

ちいばす 青山ルート 「南青山六丁目」下車5分

ちいばす 青山ルート 「南青山小学校」下車6分

※公共交通機関をご利用ください。





子ども家庭支援センターの相談事業

☐ 子ども・子育て・家庭に関する総合相談

港区子ども家庭相談ダイヤル ☎ 5962-7215

18歳未満の子どもや子育てに関する相談、配偶者等からの暴力、離婚問題、ひとり親に関すること等、子ども・子育て・家庭に関することを相談することができます。

【電話相談・来所相談・訪問相談の受付時間】

月～金曜 8：30～18：00

土曜 8：30～17：00

(祝日、年末年始を除く)

☐ 専門相談

【電話相談・来所相談の受付】 ☎ 5962-7202

子どもと子育てに関する相談を保健師や心理士に相談することができます。

| 専門相談 | 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------|-------------|---|---|---|---|---|---|
| 保健師相談 | 9：00～13：00 | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 14：00～17：00 | | ○ | | ○ | | ○ |
| 心理士相談 | 9：00～12：00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 13：00～17：00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(祝日、年末年始を除く)

☐ 家庭相談

家庭相談員に家庭内で発生する様々な問題を相談することができます。(要予約)

| 相談時間 | 火 | 金 |
|-------------|---|---|
| 10：00～10：50 | | ○ |
| 11：00～11：50 | | ○ |
| 13：15～14：05 | ○ | ○ |
| 14：15～15：05 | ○ | ○ |
| 15：15～16：05 | ○ | ○ |
| 16：15～17：05 | ○ | ○ |

☐ 離婚に関する法律相談

養育費や面会交流の取決め等、離婚に関することを弁護士に相談することができます。相談日の前日17：00までに電話で相談日時を予約してください。

日時：毎月第3水曜日(祝日の場合は、変更又は中止)

① 13：00～13：45

② 14：00～14：45

③ 15：00～15：45

港區おとなの子育て相談ねっと

パソコン・スマートフォンから子育ての悩みや不安をいつでも相談することができます。



<https://kosodate.minato.kodomosoudan.net>

○対象：港區に住む18歳未満の子どもの保護者と妊婦

- ・名前を言わなくても相談することができます。
- ・回答には2、3日かかります。(遅くとも1週間以内に回答を送ります)

みなと子ども相談ねっと

携帯電話・スマートフォン・パソコンから悩みや不安をいつでも相談することができます。



<https://minato.kodomosoudan.net>

○対象：港區に住む18歳未満の子ども

- ・名前を言わなくても相談することができます。
- ・回答には2、3日かかります。(遅くとも1週間以内に回答を送ります)

「子どもの権利条約」を知っていますか？

「子どもの権利条約」は、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへ成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」に定められている権利は、大まかに次の4つに分けることができます。

○生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

○育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

○守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

○参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページより

児童相談所

問 児童相談所 ☎ 5962-6500



児童相談所では、様々なご相談に対して、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士などの専門職員が協力して子どもと家庭の問題に対応します。

相談の種類

☒ 養護相談

養育困難

保護者の病気、死亡、離婚等の事情により、子どもの養育が困難になったときの相談、迷子の相談

児童虐待の相談と対応

- 身体的虐待 …………… 子どもをたたく、激しく揺さぶるなど
- ネグレクト(育児放棄) …… 適切な衣食住の世話をしないなど
- 心理的虐待 …………… 子どもへの脅しや心を傷つける言動、親による家族への暴力の目撃など
- 性的虐待 …………… 子どもへのわいせつな行為など

☒ 障害相談

言語発達、肢体不自由、ことばの遅れ、発達障害に関する相談
知的障害児に関する相談、療育手帳(愛の手帳)に関する相談

☒ 育成相談

乳幼児の育児・しつけや遊び、子育ての不安等の相談

不登校、いじめの相談

子どもの性格行動に関する相談(友達と遊べない、内気、子どもの落ち着きがない、家庭内暴力等)

☒ 非行相談

△ 犯相談

18歳未満で、問題行動(家出や親のお金の持ち出しなど)のある子どもに関する相談

触法相談

14歳未満で法に触れる行為(盗みなど)を行った子どもの相談

☒ 保健相談

乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故・ケガ等の健康管理に関する相談

☒ 里親の相談

里親になりたい、里親に子どもを預けたい等、養育里親(養育家庭)に関する相談
特別養子縁組に関する相談

☒ その他の相談

離婚や親権、その他の家族や子どもの相談

[来所相談] 月～金曜日 午前8時30分～午後6時

[電話相談] 児童相談所 ☎ 5962-6500 (月～金曜日 午前8時30分～午後6時)

港区児童虐待相談ダイヤル ☎ 0120-483-710 (24時間365日)

児童精神科医による相談（こころの健康相談）



問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084

18歳以下のお子さんのこころの問題や行動面について心配なことを児童精神科医が相談に応じます。次のような相談をお受けします。

- <情緒面の心配> ●かんしゃくを起こしやすい ●極端なきれい好き
- <行動面の心配> ●登校しぶり ●自分を傷つけてしまう
- <発達面の心配> ●コミュニケーションが苦手 ●ことばの遅れ
- <こころが関係していそうな身体症状の心配> ●学校に行く前の腹痛や頭痛 ●起きられない

☒ 利用について

まずは保健所までお気軽にお電話ください。

【来所相談】

日程については「広報みなと」や港区のホームページをご覧ください。

母子メンタルヘルス相談



問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084

妊娠、出産、育児期にある女性は、時として心のバランスをくずし、育児不安や心の問題を抱えることがあります。母親自身が抱える心の問題に対して、専門の医師が相談に応じます。

医師による1回30分の面接です。保健師も同席して一緒にお話を聞きます。

※別室で保育があります。予約時にお申し出ください。

※プライバシーは守ります。

【と き】毎月2回（予約制）

【対 象】区民で、妊娠中・育児中の母親とその家族

日程については「広報みなと」や港区ホームページをご覧ください。

男女平等参画センター（リーブラ）相談室 「心のサポートルーム」

問 男女平等参画センター（リーブラ） ☎ 芝浦 1-16-1（みなとパーク芝浦）
心のサポートルーム相談専用電話 ☎ 3456-5771（相談時間内）



男女平等参画センター（リーブラ）では、家族や子どもの教育、夫やパートナーからの暴力、自分自身の生き方、犯罪被害、SOGIE等に関する事など、さまざまな悩みの解決への援助として、専門のカウンセラーや弁護士が無料で相談に応じます。相談に関する秘密は固く守ります。

☒ 相談時間 ※年末年始・臨時休館日を除く。

【一般相談】電話・面接（面接は予約制）

日中／月～土曜 午前10時～午後4時 受付：午後3時まで

夜間／火・金曜 午後6時～9時 受付：午後8時まで

【法律相談】面接（予約制 原則月2回）

【夫婦・家庭問題専門相談】面接（予約制 原則月1回）

グループお母さんの時間

問 みなと保健所健康推進課地域保健係 ☎ 6400-0084



子育てや家庭内での心配ごと、親同士の間関係など日ごろのつらい気持ちを、語り合いを通して分かち合い、共感するお母さんのためのグループです。

※別室で保育があります。予約時にお申し出ください。

※プライバシーは守ります。

【と き】毎月1回（予約制）

【対 象】区内在住の育児中の母親

日程は「[広報みなと](#)」や港区ホームページをご覧ください。

港区生活・就労支援センター

問 港区生活・就労支援センター

☎ 港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階 ☎ 5114-8826



港区内に居住し、生活、仕事や家計のことなど、経済的に困っている方の支援を行う相談窓口です。

【支援内容】 ※印は生活保護世帯も対象となります。

● 自立相談支援

経済面・生活面の悩みを整理し、作成した支援プランに沿って相談者と一緒に課題解決に取り組めます。

● 就労支援

就労支援員が求職活動のお手伝いをします。

● 就労準備支援 ※

すぐに就労につくことが難しい方に、生活習慣の改善や社会参加能力の向上等を図り、就労できる状態になるよう支援します。

● 家計改善支援 ※

家計管理や債務・滞納整理を助言・指導します。

● 学習相談支援 ※

子どもの学習や進学に関する相談支援を行います。

● ひとり親家庭支援 ※

ひとり親家庭の置かれている状況に特に配慮しながら、求職活動を支援するとともに、抱える問題を支援員と一緒に解決していきます。

● 住居確保給付金

失業等により住居を喪失、またはその恐れがある方に対し、住居確保のための給付金を支給します。

【利用時間】

月～金曜 8：30～17：15（休：土・日・祝日・年末年始）

その他の相談窓口

港区や公的団体が実施している子育てに関連する相談窓口の主なものです。詳しくは、各連絡先へお問い合わせください。

◆港区が実施している相談

| 内容 | 相談機関 | 連絡先 | 受付日時 |
|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|---|
| いじめ・不登校・学校や友達関係の悩みなど | 港区立 教育センター | 【来所相談】 ☎5422-1545 | 月～金曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始休み) |
| | | 【電話相談】 ☎5422-1546 | 月～金曜 9:00～19:00 土曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始休み) |
| 子どもの成長や発達についての総合的な相談 | 港区立 児童発達支援センター (ばお) | ☎6277-3106 | 月～土曜 9:00～18:00 (祝日、年末年始休み) |
| 区政に関することや日常生活についての相談や情報提供など | 外国人相談 (地域振興課国際化推進係) | ☎3578-2524 3578-2046 | 月～金曜 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日、年末年始休み) |

| 内容 | 相談機関 | 連絡先 | 受付日時 |
|---|------------|------------|-----------------|
| 区立保育園・認定こども園 子育て相談電話 (子育て相談専用電話) 園の職員が、子育てに関する悩みなどの相談に応じています。 ひとりで悩まずに電話してください。 | 芝保育園 | ☎3455-5039 | 月～金曜 9:00～17:00 |
| | 神明保育園 | ☎5733-6822 | |
| | 芝公園保育園 | ☎3438-0595 | |
| | 南麻布保育園 | ☎3442-5907 | |
| | 本村保育園 | ☎3444-5087 | |
| | 西麻布保育園 | ☎3407-5031 | |
| | 麻布保育園 | ☎3583-0648 | |
| | 飯倉保育園 | ☎3583-5805 | |
| | 東麻布保育園 | ☎3584-3811 | |
| | 元麻布保育園 | ☎5422-7338 | |
| | 赤坂保育園 | ☎3583-5107 | |
| | 南青山保育園 | ☎3401-5047 | |
| | 青山保育園 | ☎3401-5041 | |
| | 伊皿子坂保育園 | ☎3444-5404 | |
| | 高輪保育園 | ☎3449-5047 | |
| | 白金保育園 | ☎3441-5022 | |
| | 神応保育園 | ☎5422-6363 | |
| しばうら保育園 | ☎5232-1130 | | |
| こうなん保育園 | ☎3450-5004 | | |
| たかはま保育園 | ☎5781-0255 | | |
| 台場保育園 | ☎5500-5097 | | |
| 芝浦アイランドこども園 | ☎5443-7337 | | |

◆港区以外の公的団体が実施している相談

| 内 容 | 相談機関 | 連絡先 | 受付日時 |
|--|-------------------------------------|---|---|
| いじめ問題やその他 SOS | 24時間子供SOS ダイヤル | 【電話相談】 ☎0120-0-78310 <small>(なやみ言おう)</small> | 年中無休 24時間対応 |
| 「いじめ」や体罰など 人権侵害の相談など | 子どもの人権110番 (法務省) | 【電話相談】 ☎0120-007-110 【メール相談】 【LINE相談】  | 月～金曜 8:30～17:15 |
| いじめ・不登校・体罰・ 虐待など子どもの人権 に関する相談すべて | 子どもの人権110番 (東京弁護士会) | 【電話相談・ 面接相談は要予約】 ☎3503-0110 | 月～金曜 13:30～16:30 17:00～20:00 (受付は19:45まで) 土曜 13:00～16:00 (受付は15:45まで) |
| 非行問題や犯罪被害、 いじめ問題など | 警視庁大森少年センター | 【電話相談・ 面接相談は要予約】 ☎3763-0012 | 月～金曜 8:30～17:15 (祝日、年末年始休み) |
| 20歳未満の方、家族や 学校関係者からの相談 | ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談係) | 【電話相談】 ☎3580-4970 | 年中無休 24時間対応 |
| 幼児から高校生相当 年齢の方を対象とした 「いじめ」に関する相談 | 東京都いじめ相談 ホットライン (東京都教育相談センター) | 【電話相談】 ☎0120-53-8288 | 年中無休 24時間対応 |
| 精神的な問題で困った 時や、つらい時の相談 | 夜間こころの電話相談 (東京都) | 【電話相談】 ☎5155-5028 | 毎日 17:00～22:00 (受付は21:30まで) |
| お子さんの行動やこころの 発達の問題に関する相談 | こころの電話相談室 (東京都立小児総合 医療センター) | 【電話相談】 ☎042-312-8119 | 月～水曜 9:30～11:30 13:00～16:30 (祝日、年末年始休み) |
| 日頃抱えている問題や 悩みについての相談 | 外国人相談室 (港区国際交流協会) | 【電話相談・ 面接相談は要予約】 ☎6440-0233 | 月～金曜 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日、年末年始休み) |
| 思春期特有の健康上の 悩み(性に関すること を含む)に関する相談 | とうきょう若者ヘルスサ ポート(わかさぼ)(東京都) | 【電話相談】 ☎0120-372-463 【メール相談】  | 水曜 15:00～20:00 日曜 9:00～14:00 (元日休み) |
| 育児のこと・親子のこ となど | 子ゴコロ・親ゴコロ相談 @東京(東京都) | 【LINE相談】  | 平日 9:00～23:00 (受付は22:30まで) 土・日曜、祝日、年末年始 9:00～17:00 |
| 生きるのがつらいと感じ た時の悩み相談 | 相談ほっとLINE@東京(東 京都) | 【LINE相談】  | 毎日 15:00～23:00 (受付は22:30まで) |
| 友達、勉強、家族、お金 のことなどの悩み相談 | 弁護士子どもSNS相談(第 二東京弁護士会) | 【LINE相談】  | 月曜・木曜・日曜 19:00～21:00 |

「虐待かな」と思ったら

問 港区児童虐待相談ダイヤル ☎ 0120-483-710

問 児童相談所 ☎ 5962-6500



❖ 子どもに対する虐待とは

親、または親に代わる養育者によって子ども自身が心身に苦痛を感じる行為が行われることをいいます。虐待は子どもの健全な成長や発達を損ない、将来まで深刻な影響を与え、子どもが安全で健やかに育てられる権利を奪う人権の侵害です。

しつけと虐待のちがい

チェック
POINT

しつけのつもりであっても、親の言葉や行為が子どもの育ちに悪い影響を与えているとすればそれは虐待です。虐待であるかどうかは親の事情と一切関係なく、子どもの視点から判断することが大切です。

❖ 虐待にはどのようなものがあるのでしょうか

①身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、異物を飲ませる、熱湯をかける、不自然な骨折、戸外に締め出すなど。

②心理的虐待

ひどい言葉で子どもを傷つける、きょうだい間で差別的な扱いをする、DVの目撃、恐怖や不安を与える、無視や拒否的な態度など。

③性的虐待

子どもに性的ないたずらや性的行為を強要する、性器や性交を見せる、性的ビデオを見せる、児童ポルノの被写体にするなど。

④ネグレクト

適切な衣食住の世話をしない、病気やけがをしても病院に連れて行かない、自動車内や家に置き去りにする、家に閉じ込める、子どもの意思に反して学校へ行かせない、同居人による虐待行為を放置するなど。

❖ 虐待の背景

さまざまな要因が重複することで問題が起こることがあります。

ひとり親や複合家族、核家族孤立

生活の不安定・経済的困難

対人関係の問題

育てにくさ

問題発生



育児不安・負担

DV(ドメスティックバイオレンス)

夫婦の不和

心身の疾患

児童虐待相談
ダイヤル 189

親子のための
相談LINE



「DVかな」と思ったら

問 子ども家庭支援センター家庭相談係
港区子ども家庭相談ダイヤル ☎ 5962-7215



❖ ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

配偶者やパートナー、恋人など親密な関係にある(あった)者からふるわれる暴力のことです。DVは、暴力を受けた側の心身や生活に大きな影響を生じさせ、人権を踏みにじる行為です。そして、DVがある家庭の中で育つ子どもは、健全な成長や発達を損ない、将来まで深刻な影響を与え、子どもが安全で健やかに育てられる権利を奪われてしまいます。

❖ DVにはどのようなものがあるのでしょうか

暴力にはさまざまな形があり、次の4つに分類されます。多くの場合、これらの行為が組み合わされ、繰り返し、継続的に行われ、相手を暴力でコントロールします。

① 身体的、物理的暴力

殴る、蹴る、髪をつかんで引きずるなど、体を傷つける暴力
物を壊す、家の中を叩いたり壊したりすること

② 精神的暴力

大声でどなる、おどす、「だからお前はだめなんだ」といった屈辱的な言葉や人格を否定する言葉を繰り返すなどの言葉の暴力

③ 性的暴力

意思を無視してセックスを強要する、避妊に協力しない、中絶させられる、ポルノを見せられる、暴力的なセックスをするなど。

④ 経済的、社会的暴力

生活費を渡さない、支出を細かくチェックされ追及される、行動を監視・制限される、実家や友達に会うことを嫌うなど。

❖ 暴力を受けた、命の危険を感じたら

最寄りの交番、警察へ、迷わず助けを求めてください。

DV加害者更生プログラム利用助成事業

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



DV加害者が、被害者(配偶者)との関係改善のため、民間団体が実施する「DV加害者更生プログラム」を利用する場合に、経費の一部を助成します。プログラム申込前にお問い合わせください。

【対象】

港区に住民登録があるDV加害者

社会的養護の施設・制度

☎ 児童相談所 ☎ 5962-6500

☒ 乳児院

次のような状態にある2歳未満の乳児をお預かりします。

- 保護者が出産・傷病等緊急の場合などで、保護者のもとで養育できない場合
- 父母が長期にわたる病気や心身の障害等で、乳児を養育できない場合
- 父母と死別したり、父母に遺棄されたり、父母の離婚などで保護者がいない場合

☒ 児童養護施設

次のような状態にある児童をお預かりしています。

- 父母と死別したり、父母に遺棄されたり、父母が長期にわたり心身に障害があるなど、現に保護者の養育を受けられない児童
- 保護者がいても虐待されている児童
- その他、環境上養育を必要とする児童

☒ 里親制度

さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間、自分の家庭で養育する「養育家庭」や、養子縁組を目的とする「養子縁組里親」などがあります。

☒ 児童自立支援施設

不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を対象に、生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成および自立支援を図る児童福祉施設です。



ひとり親家庭支援



☎ 子ども若者支援課子ども給付係 ☎ 3578-2432

区内在住のひとり親家庭またはこれに準ずる家庭の親（養育者）と児童を対象に、さまざまな支援を行っています。以下に該当する人で、まだ申請をしていない人は各総合支所区民課保健福祉係へご相談ください。各手当により、支援内容（手当額）や所得制限額が、異なります。詳しくは、お問い合わせください。

【支援内容】

- ひとり親家庭等医療費助成** 医療費の一部を助成します。
- 児童育成手当** 育成手当が（児童1人につき月額13,500円）支給されます。
- 児童扶養手当** 児童1人の場合、所得に応じて月額44,140～10,410円が支給されます。

【対象】

ひとり親家庭（母子・父子）もしくはひとり親家庭の児童を親が監護しないため、その児童を養育している家庭で、次の要件に該当する人

【要件】

次の①～⑧のいずれかに該当すること。

- ①父母が婚姻を解消した
- ②父または母が死亡した
- ③父または母に障害がある
（身体障害者手帳1・2級程度）
- ④父または母が生死不明
- ⑤父または母が引き続き1年以上児童を遺棄している
- ⑥父または母がDV保護命令を受けた
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらない出生

【所得制限】

各手当ごとに本人および扶養義務者に所得制限があります。

児童扶養手当受給者対象の優遇制度



各総合支所 区民課保健福祉係（裏表紙参照）

児童扶養手当を受けている方は次のサービスがご利用になれます。申請が必要です。お住まいの各総合支所区民課保健福祉係の窓口へお問い合わせください。

※必ず、児童扶養手当受給中であることを伝えてください。

港区コミュニティバス乗車券

世帯の世帯員のうちどなたか一人に限り、港区コミュニティバス乗車券（無料）が利用できます。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

都営交通無料乗車券

世帯の世帯員のうちどなたか一人に限り、都営交通乗車券（無料）が利用できます。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

JR 通勤定期乗車券の割引

普通定期券の3割引で購入できます。定期券はJRの窓口で購入しますが、区が発行した証明書が必要です。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書 ・印鑑

・利用者の証明写真1枚

（縦4cm×横3cm・最近6か月以内に撮影したもの）

都営水道料金の減免

基本料金が免除になります。水道局の所管営業所に申請しますが、区が発行する申請書が必要です。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

粗大ゴミ収集手数料の免除

粗大ゴミ受付センターに直接連絡してください。後日、粗大ゴミ受付センターからご自宅宛てに手数料免除申請書が届きます。

【連絡先】粗大ゴミ受付センター ☎ 6747-9253

処理券の受取方法は、2通りです。

① 児童扶養手当証書の写しと手数料免除申請書をみなとリサイクル清掃事務所に郵送してください。

【郵送先】〒108-0075 港区港南3-9-59 みなとリサイクル清掃事務所 ☎ 3450-8025

② お急ぎの場合は、通知書、申請書を各総合支所またはみなとリサイクル清掃事務所に持参して申請してください。

【申請の際、必要なもの】・児童扶養手当証書

・粗大ゴミ受付センターの通知書

・手数料免除申請書

ひとり親の就労支援

☎ 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214

ひとり親家庭の経済的自立等を促進する制度があります。

■ 港区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父又は母が、養成機関で対象資格取得のため修学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担軽減を図ります。

対象資格や所得制限など、受給要件があります。養成機関の受講前に事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■ 港区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父又は母が、指定した講座を修了した場合、受講経費の一部を支給します。

講座や所得制限など、受給要件があります。講座受講前に事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■ 港区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の父又は母並びにひとり親家庭の父又は母に扶養されている児童が、指定した講座を修了した場合、受講経費の一部を支給します。

講座や所得制限など、受給要件があります。講座受講前に事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

港区生活・就労支援センターでも、ひとり親家庭の就労を支援しています。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業



問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214

区内に住所があり、小学生以下の児童がいるひとり親家庭において、親の就業や疾病などで家事や育児の日常生活にお困りで家事・育児援助が必要なとき、ヘルパー等を派遣し、家事・育児の援助を行います（継続的・恒常的な利用はできません）。

午前7時～午後10時までの間で、1日1回2時間以上4時間までの1時間単位で家事又は育児を援助するヘルパー等を派遣します。1月あたりの派遣時間数（上限）は、児童の年齢により異なります。所得に応じた費用負担があります。

事前相談・利用申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

東京都母子及び父子福祉資金貸付金

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214

都内に6か月以上お住まいの母子家庭または父子家庭で、20歳未満のお子さん等を扶養している方が利用できる貸付金です。

お子さんの進学・入学に必要な修学資金（授業料、施設費、通学費、教科書代など）や就学支度資金（入学金、制服代など）を無利子で貸付けます。

貸付には審査があります。事前にご相談ください。

相談から資金交付までには1か月程度かかります。

離婚前後の親支援事業

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



親の離婚による子どもの心理的負担の軽減と安定した生活の確保を図るため、18歳未満（面会交流コーディネイト事業は中学生まで）の子と同居している離婚前後の区民を支援します。事前相談及び事前申請が必要です。

■ 裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成金

離婚後の養育費、面会交流等に関する取決めをするため、弁護士会又は法務大臣の認証を受けた認証ADR事業者が実施するADRを利用する場合、申込料や1回目の調停期日の費用を助成します（上限5万円）。

■ 養育費保証利用助成金

民間の養育費保証会社が提供する養育費の支払いを保証するサービスの利用（保証契約）に必要な初回の保証料を助成します（上限5万円）。

■ 面会交流コーディネイト事業

両親が離婚・別居した後も引き続き子どもが両親のどちらとも関わる環境を作り、両親から愛されていることを実感することができるよう、面会交流コーディネイトを通じて支援します。

子育て支援員研修

☎ 子育てひろば「あい・ぽーと」 ☎ 5786-3250



港区では、区内で活動する「港区子育て支援員」の養成を目的とした研修を実施しています。子育てや職場での豊かな人生経験を活かしたいと考えている方のご参加をお待ちしています。

対象

地域子ども・子育て支援などの仕事に関心があり、原則として港区の子ども・子育て支援事業などに従事することを希望する人、または既に従事している人。

募集人数

年間 120 人（予定）

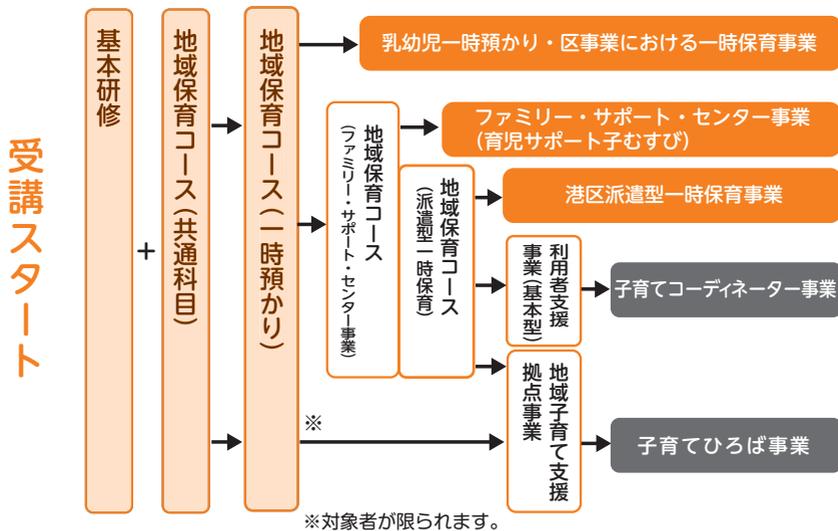
費用

無料（テキスト代・実習器具代は実費負担）

※この研修は受講者を「子育て支援員」として認定するものであり、修了後の雇用先を紹介および保証するものではありません。

子育て支援員研修の内容

初めて受講される方には、必ず「基本研修」と「地域保育コース」を受講していただきます。その後、どのような活動を希望されるかによって、それぞれの専門研修に進むことになります。専門研修が修了したら、全国で通用する「子育て支援員」としての修了証書が発行されます。



どんな活動が
できるの？



地域保育コース

地域保育コースを修了すると乳幼児一時預かり施設での仕事ができます。また、登録すると、港区事業における一時保育の保育者として活動に従事できます。

さらに、「ファミリー・サポート・センター事業」の専門研修を受けると、「育児サポート子むすび」の協力会員として登録・活動できます。

また、「港区派遣型一時保育事業」の専門研修を受けると、「港区派遣型一時保育」の支援者として活動に従事できます。なお、「港区派遣型一時保育事業」の専門研修科目は「ファミリー・サポート・センター事業」の専門研修を含んでいるため、希望される場合は両方の活動に従事できます。

地域子育て支援コース

地域子育て支援コースには、「地域子育て支援拠点事業」、「利用者支援事業・基本型」の2つの専門研修があります。

「地域子育て支援拠点事業」の専門研修を修了すると、「子育てひろばあっぴい」や「あい・ぽーと」、「みなと子育て応援プラザPokke」等の子育てひろばで職員として業務に従事できます。

「利用者支援事業・基本型」の専門研修を修了すると、「子育てコーディネーター事業」のコーディネーターとして、利用者の相談・支援に携わることができます。

受験生チャレンジ支援貸付事業

問 子ども家庭支援センター家庭相談係 ☎ 5962-7214



中学3年生・高校3年生・又はこれに準じる方を対象に、学習塾等の受講料や高校・大学などの受験料を一定所得以下の世帯へ無利子で貸付けます。貸付対象となる学校へ入学した場合、返済が免除（償還免除）されます。

対象要件や貸付条件、申込期限、必要な書類など詳しくはお問合せください。

奨学資金給付及び貸付事業（大学等）

問 教育委員会事務局教育推進部 教育長室教育総務係
☎ 3578-2713



学業に意欲を持ちながらも、経済的理由により大学・短大等の修学が困難な方に対して、選考の上、奨学金を給付又は貸付しています。募集時期など、詳しくはお問い合わせください。

【応募資格】 次のすべての要件を満たすこと。

- ・奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付又は貸付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- ・経済的理由により修学が困難であること。
- ・次のいずれかに該当すること。
 - ア. 高等学校もしくは高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程を卒業する見込み又は卒業後もしくは修了後2年以内で、初めて大学等に入学する者。
 - イ. 大学等に在学している学生等であること。
- ・学業成績が特に優れていること。（給付の場合のみ）

【所得要件】 給付、貸付ともに所得要件があります。詳しくはお問い合わせください。

港区在宅療養相談センター

問 港区在宅療養相談センター ☎ 6435-0758 F 5476-0208



区民の方の在宅療養生活全般に渡る、医療・療養・介護に関する相談をお受けします。

【受付時間】 月曜～金曜午前9時～午後5時（祝日、年末年始は除く）

医療相談

問 港区医療相談窓口 ☎ 6453-7137

次のような医療に関する相談を電話で受け付けます。

- ・医療のことで相談できるところを知りたい
- ・病気やケガの一般的な対応を知りたい
- ・近隣の医療機関を知りたい

【受付時間】 月曜～金曜午前9時～午後4時30分（祝日を除く）

入院のベッドが20床以上ある病院に関する相談は、「東京都患者の声相談窓口」へお願いします。

☎ 5320-4435

「福祉総合窓口」にご相談ください

問 各総合支所区民課保健福祉係（裏表紙参照）
各総合支所区民課生活福祉係（裏表紙参照）

各総合支所区民課の「福祉総合窓口」では、福祉に関する全てのご相談をお受けし、保健師等の専門職員や福祉関係機関等と連携して支援します。

ご相談日時は事前に区ホームページから予約することもできます。

【受付時間】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）



◀このマークが目印です